

新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

(令和3年1月15日作成)

(令和3年4月6日 リード文 一部変更)

学校法人 藤田学園

潮見台みどり幼稚園

<新型コロナウイルス感染症対策の考え方>

令和3年3月21日をもって新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス等緊急事態宣言」が解除されたが、感染収束の兆しが見えない状況下では、引き続き、幼稚園においても感染防止対策を図らなければならない。

幼稚園を含む学校等においては「3つの密」を避ける、「人との間隔が十分にとれない場合はマスクを着用」及び「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を継続する『新しい生活様式』をもとに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、保育や預かり保育、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが重要である。

また、感染症対策を徹底しつつも、感染リスクをゼロにすることは出来ないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、保護者を含む幼稚園関係者全員が「新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応（令和3年1月15日改定・配布）」の記載内容を再確認する必要がある。

<地域ごとの行動基準>

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置は、都道府県単位で行われるが、学校教育活動の実施の可否やあり方は、園児及び教職員の生活圏（主に園児の通園圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の居住地の状況も考慮する。）における蔓延状況により判断する。

今回の緊急事態措置では、学校等における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性を考慮すると共に、子どもの健やかな学びの補償や心身への影響を踏まえ、地域一斉の臨時休校は要請しないことになったが、神奈川県においては感染者が急増している現状を鑑み（現在、警戒ステージⅢ後半、感染レベル3）、可能な限りリスクを低減させる努力をしながら教育活動を継続していく。

【「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準】

警戒ステージ	感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科・活動	
ステージⅣ	レベル3	できるだけ2 m程度 (最低1 m)	行わない	
ステージⅢ			収束局面 ↓ 感染リスクの低い活動から徐々に実施 拡大局面 ↑ 感染リスクの高い活動を停止	
ステージⅡ	レベル2	1 mを目安に学級内で最大限の間隔を取る		
ステージⅠ	レベル1	1 mを目安に最大限の間隔を取る		適切な感染対策を行ったうえで実施

第1章 学校（幼稚園）における基本的な新型コロナウイルス感染症対策

I 家庭との連携

1. 家庭の協力

全国的には、子どもの感染事例は一定数生じており、その多くは家庭内での感染と言われている。幼稚園内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からのウイルスを持ち込まないことが重要であり、そのためには各家庭の協力が不可欠である。毎日の園児の健康観察はもちろんのこと、感染経路が不明な感染者数が増加している場合には、家族の発熱や風邪等の症状があるときは、園児の登園を控えることに加え、休日においても、不要不急の外出を控えるなど、感染が広がらないよう細心の注意が必要である。こうしたことについて、保護者の理解と協力を得て、家庭においても「新しい生活様式」の実践をお願いするよう、積極的な情報発信と家庭への呼びかけが重要である。

2. 登園前の家庭での検温

毎朝、家庭で体温を測り、発熱や風邪等の症状がある場合は、自宅で休養するよう保護者に依頼する。また、緊急事態宣言下においては、同居の家族に発熱や風邪等の症状がある場合も登園させず、自宅で待機するよう保護者に依頼する。

3. 各自必要な持ち物

保護者には、感染症対策用の持ち物として、以下のものを園児に持たせてもらうよう依頼する。

- ① 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ② マスク（着用して登園）
- ③ 予備のマスク

4. 幼稚園での健康観察

- ① 登園（勤務）の際は、園児（教職員）全員の体温を測定する。

※通常は非接触体温計を使用するが、37°C以上の場合は電子体温計で再測定する。なお、電子体温計は、使用前後もアルコールで消毒すること。

- ② 欠席者及び遅刻している園児を把握し、その理由を確認する。

II 基本的な感染症対策の実施

感染症対策の3つのポイント踏まえ、取り組みを行う。

1. 感染源を絶つこと
2. 感染経路を絶つこと
3. 抵抗力を高めること

1. 感染源を絶つこと

- (1) 発熱等の風邪症状がある場合は登園（勤務）自粛

園児及び教職員に発熱等の風邪症状がある場合は、自宅で休養するよう保護者及び教職員に周知する。特

に気管支喘息などの呼吸器疾患がみられる場合は、特に注意すること。また、地域の感染レベルが高い状況下では、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も自宅で待機するよう保護者及び教職員に周知する。なお、この場合、欠席（欠勤）とはせず、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止又は特別休暇とする。

（2）登園時の健康状態の把握

登園時（出勤時）、園児及び教職員の検温結果及び健康状態を把握する。

また、緊急事態宣言下においては、園児のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日、健康状態を確認するよう依頼する。

（3）登園時（出勤時）に発熱等の風邪症状が見られた場合

登園後に発熱等の風邪症状が見られる場合には、当該園児の保護者に連絡し、保護者に引き渡して帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう保護者に依頼する。その場合、他の園児との接触を可能な限り避けるよう配慮する。発熱等の風邪症状が見られ、欠席又は早退する場合は欠席とはせず、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止とする。また、発熱等の風邪症状が見られる教職員については、即、退勤を促し、症状がなくなるまで自宅で休養するよう伝える。この場合は特別休暇とする。

2. 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染する。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話をするなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあると言われている。感染経路を絶つためには、①手洗い、②咳エチケット、③清掃・消毒が重要である。

（1）石けんでの手洗い

園児に接触感染の仕組みについて分かりやすく伝え、手で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導すると共に、適切な手洗いの方法を指導する。

手指消毒液は、流水での手洗いが出来ない際に補助的に用いるものであるため、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導する。ただし、流水で手洗いができない場合は、消毒用アルコールを使用する。なお、石けんや消毒用アルコールに過敏に反応する場合や手荒れの心配がある場合は、流水でしっかりと洗わせる。

【手洗いの5つのタイミング】

- ① 手が汚れたとき
- ② 屋外から教室に入るとき
- ③ お弁当の前後
- ④ トイレの後
- ⑤ 共用のものを触る前と触った後

(2) 咳エチケット

咳エチケットとは、新型コロナウイルス感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻を押さえることをいう。通常はマスクを着用しているが、マスクを外す場面（特に食事中）があるため、咳エチケットが意識できるよう保健指導を行う。

(3) 清掃・消毒

① 清掃・消毒の基本的な考え方

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、幼稚園生活の中で消毒によりウイルスを全て死滅させることは困難である。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により園児の免疫力を高め、手洗いを徹底することが重要である。

② 消毒が必要な教具、遊具等

手に触れる教具、遊具、建具等は基本的に1日1回以上の消毒を行う。

※清掃用具が揃っているか確認するとともに、使用する消毒用アルコール等については、新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認しておく。

※清掃・消毒活動中は、十分に換気を行うこと。

※教室、廊下、ホール等の床は、通常のコleaning活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。

③ 感染者が発生した場合の消毒

園児や教職員の感染が判明した場合は、保健所の指導のもと消毒を行う。必ずしも専門業者によって学校園全体の消毒を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒する。なお、物の表面についてウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24時間から72時間くらいと言われており、消毒が出来ていない箇所は、ウイルスの生存期間を考慮して、立ち入り禁止とするなどの処置を取る。また、トイレについては、次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノール等を使用して消毒する。

3. 免疫力（抵抗力）を高めること

免疫力を高めるよう、十分な睡眠、適度な運動及びバランスの取れた食事を心掛けるよう指導すると共に、保護者に協力を依頼する。

Ⅲ 幼稚園における集団感染リスク発生への対応

新型コロナウイルス感染症は、

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② 多数が集まる密集場所
- ③ 間近で会話や発声する密接場面

という3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされている。この3つの条件が同時に重なる場と合わせて「大声」も避ける必要がある。

1. 「密閉」の回避（教室等の換気の徹底）

(1) 基本的な換気

常時換気システム（24時間換気システム）に加え換気扇を作動し、更に気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分の1回以上、数分間程度、窓を全開する）、二方向の窓を同時に開けて換気を行うようにする。

- ・換気による室温上昇（夏季）または室温低下（冬季）で健康被害が生じないように注意する。
- ・湿度が低下する冬季は、加湿空気清浄機を用いて加湿を行う。なお、加湿空気清浄機については、菌が繁殖しやすいことから定期的に清掃すること。

(2) ホール（遊戯室）の換気

上記「(1) 基本的な換気」の他に備え付けの大型サーキュレーターを活用する。

2. 「密集」の回避

(1) 身体的距離の確保（ソーシャルディスタンス）

幼児が身体的距離を理解し実行するのは難しいため、環境設定を工夫すると共に場面に応じて人数を制限する。また、トイレや洗面での密を避けるため、床に立ち位置の目印をつけ、ソーシャルディスタンスの意識を持たせるようにする。

3. 「密接」の場面への対応（マスク等の着用）

(1) マスクの着用

教育活動において園児及び教職員は、基本的にマスクを着用する。ただし、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高く、熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合での屋外活動の際は、マスクの着用は必要ない。

※熱中症などの健康被害が発生する恐れがない季節においても、激しい運動を行う場合はマスクの着用は必要ない。

4. 基礎疾患等のある園児への対応

喘息などの呼吸器系に疾患のある園児には、予め、マスクの着用について保護者と確認しておく。

IV 重篤化のリスクの高い園児への対応

1. 医療的ケアを必要とする園児や基礎疾患等のある園児の対応

(1) 登園の判断

医療的ケアを必要とする園児や基礎疾患等のある園児は、感染すると重症化するリスクが高いことから、かかりつけ医の見解を保護者から確認しておき、個別に登園の判断をする。なお、感染予防のために登園すべきでないと判断した場合は出席停止として取り扱う。

(2) 教育活動における感染予防対策

医療的ケアを必要とする園児や基礎疾患等のある園児と接する教職員は、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染予防対策を講じること。また、教育活動では、教具や遊具など、予め消毒用アルコール等で清掃してから触れさせるなどの措置を講じること。このほか、不特定多数の人がいる場所の利用を避けるよう留意すること。

2. 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、幼稚園で講じる感染症対策について説明したうえで、最終的には保護者の判断に委ねる。

V 心のケアと感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別

園児の健康観察等から、それぞれの状況を的確に把握し、必要に応じて家庭と連携して心の健康問題に適切に取り組むこと。また、感染者や濃厚接触者とその家族、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等を差別、排除することがないように留意すること。

第2章 園児及び教職員に感染者、濃厚接触者等が発生した場合

I 新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応

※「新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応（令和3年1月15日改定・配布）」に記載

II 園児及び教職員に感染が判明した場合等の保健所からの聞き取り調査の準備

園児及び教職員に感染が判明した場合は、幼稚園における濃厚接触者を特定するため、保健所から園長及び教職員に対して、聞き取り調査が実施される。そのため、幼稚園では、園児及び教職員の発熱等や濃厚接触によるPCR検査の受検時から、予め、聞き取り調査に必要な下記書類を準備しておく必要がある。

【準備しておく書類等】

- ① 当該園児が在籍する学級の名簿（園児の氏名、住所、保護者名、連絡先、兄弟関係が分かるもの）
- ② 当該園児が利用するスクールバスの乗車名簿
- ③ 当該園児の行動記録（特にマスクを外す「お弁当」時の席割等）
- ④ その他、幼稚園生活が分かる書類又は資料

III 臨時休業の取扱い

1. 園児及び教職員に感染者が発生した場合

(1) 臨時休業

園児及び教職員に感染が判明した場合は、消毒及び保健所による感染経路の確認のため、保健所と相談したうえで、一時、幼稚園の全部又は一部を学校保健安全法第20条に基づく臨時休業とする。臨時休業とする場合は、以下のとおり取り扱うものとする。

ただし、濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や濃厚接触者がいない等の場合は、臨時休業としない。

- ① 感染の判明が登園前（始業時刻前）の場合

感染が判明した当日と翌日を臨時休業とし、濃厚接触者に指定された園児及び教職員は保健所の指示により自宅待機等とする。

② 感染の判明が登園後（始業時刻後）の場合

感染が判明した翌日と翌々日を臨時休業とする。登園している園児は、保護者へ連絡して、速やかに降園させ、濃厚接触者に指定された園児及び教職員は、保健所の指示により自宅待機等とする。

③ 感染の判明が休業日の場合

濃厚接触者の選定及び消毒作業が終了するまで臨時休業とし、濃厚接触者に指定された園児及び教職員は、保健所の指示により自宅待機等とする。

(2) 学級の臨時休業

感染が判明した園児及び教職員が在籍（担任）する学級や濃厚接触が疑われる学級は、保健所と協議のうえ、当該園児及び教職員の最終登園日又は最終勤務日の翌日から保健所が指定した期間を臨時休業とする。ただし、濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合は、臨時休業としない。

IV 感染経路が判明している場合の対応

感染が判明した園児の感染経路が判明しており、幼稚園外で感染したことが明らかであって、他の園児に感染を広めている恐れが低い場合は、地域の感染状況を踏まえ、保健所と協議のうえ、幼稚園の臨時休業を実施しない場合がある。

V 学校園関係者に感染が判明した場合の対応

1. 学校園名の公表

園児及び教職員に感染が判明した場合の幼稚園名は、保健所と相談したうえで公表を判断する。なお、幼稚園名を公表する場合は、園児及び教職員の氏名が公表されないよう留意する。ただし、感染が判明した園児及び教職員が感染する前から出席停止や特別休暇等により、幼稚園に登園又は出勤していない場合や、幼稚園の臨時休業期間中であって、感染の時期が登園日に関係しない場合など、他の園児及び教職員への感染の可能性がない場合は非公表とする。

2. 園舎内の消毒

園児及び教職員に感染が判明した場合は、保健所から専門的な指示、助言を受け、園舎内の必要な箇所を消毒する。

3. 保健所及び関係機関との連携

市外在住者には、園長から通常の感染症と同様に、住所地を所管する保健所に連絡する。また、園長は、保健所、神奈川県及び川崎市の所管部局と連携して、幼稚園における対応について指示又は助言を受ける。

第3章 教育活動における留意事項

I 登園時の健康観察

- ① 毎朝（休業日を含む）家庭で健康チェックを行い「健康調査票」に記入し、半月ごとに幼稚園に提出する。
- ② 登園後、園児全員の体温を測定し、37.5℃以上の発熱がある場合や体調に異常がある場合は、速やかに保護者へ連絡し、医療機関へ受診するか、自宅で療養するよう依頼し、園児を保護者に引き渡して帰宅させる。なお、朝の健康観察後に体調が悪化した場合も同様とする。

II スクールバスの運行

スクールバスについては密が避けられないため、他の感染予防対策を徹底する。

- ① 外気導入モードと窓を開けることにより換気すること。
- ② 乗車中はマスク着用のうえ、必要以上の会話は控えるよう指導すること。
- ③ 乗車前後は、座席、ドアノブ、手すりなどを消毒すること。

III 保育活動

1. 保育形態

- ① 基本的に園児及び教職員ともにマスク着用とする。
- ② 通常の保育活動に関しては感染レベルに応じて人数制限を行うが、保護者の参加が伴う行事に関しては、内容や開催時間等を見直したうえで総合的に判断して決定する。

場所	感染レベル1	感染レベル2	感染レベル3
クラス	1クラスの人数以内	1クラスの人数以内	1クラスの人数以内
園庭	(感染対策を行ったうえで) 制限なし	1学年の人数以内	1学年の人数以内
グラウンド		1学年の人数以内(身体的距離が取れる場合は全園児)	1学年の人数以内
ホール		1学年の人数以内	1学年の人数以内

2. 保育の留意点

(1) レベル1の場合

換気、人数制限及びマスクの着用、手洗いの徹底などの感染症対策を行った上で実施する。

(2) レベル2及びレベル3の場合

原則として、換気、人数制限及びマスクの着用、手洗いの徹底などの感染症対策を行った上で実施するものではあるが、音楽活動の飛沫が飛びやすい合唱及びピアノ、運動活動の園児が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動はできる限り行わない。

3. 幼稚園生活の指導

感染防止のために、園児が幼稚園で留意することについて、分かりやすく指導する。

【指導項目】

- ①マスクの着用、②手の洗い方、③手指消毒の方法、④トイレの使い方、⑤周り人との間隔の取り方、⑥新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識、⑦その他、必要なこと

IV 食事（お弁当）の指導

- ① お弁当の前後は、必ず石けんと流水で手を洗うよう指導する。
- ② お弁当の準備の際は、すべてのテーブルを消毒用アルコールで消毒するとともに、飛沫防止用のアクリル板を設置する。
- ③ 必要以外の会話は控えるよう、また、食事中は立ち歩かないよう指導する。
- ④ 急な体調不良等で嘔吐した園児がいる場合は、周りの園児を嘔吐場所から遠ざけ、嘔吐物は応援を含んだ教職員が処理する。（ノロウイルス対応に準じる）
- ⑤ 嘔吐した当該園児は、うがいや手洗いなどの処置をした後、保健室に連れていき、保護者に連絡する。
- ⑥ 食事後のテーブルは、教職員が消毒用アルコールで拭き、園児には手を洗うよう指導する。

※濃厚接触者の特定作業の際、マスクを外すお弁當時の座席配置が重要になるため、日にちをさかのぼっても正確な席割りが示せるよう固定席にする。

以上